

国内・海外募集型企画旅行条件書

お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。この書面は旅行業法第12条の4に定めるこの取引条件の説明書及び同法第12条の5に定めるこの契約書面の一部となります。

1.募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、(株)クルーズプラネット(以下「当社」といいます。)の企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。本締結することとなります。

(2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行日程表、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行サービスのご案内)の範囲は最終旅行日程表に記載することとなります。但し、海外発着の場合は、当社特定海外旅行業務取扱委員会旅行契約の取(以下「当社特定約款」といいます。本取)に付します。また、日程中3泊以上のクルーズを含む旅行(日本発着時に船舶を利用する旅行を除きます)であって、パンフレット上にその旨を記載した旅行については、当社のクルーズ船を利用するときに使用する旅行業務約款(以下「当社フライング&クルーズ旅行約款」といいます。この募集型企画旅行のお客様の約款)となります。
特約約款クルーズ旅行約款は第15条、お客様がお客様の取消料部分以外は当社旅行業務取扱委員会企画旅行契約の一部となります。

(3)当社は、お客様が当社が定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受け、

旅行を行うこととなります。
(4)当社 旅行業法で規定された「受託営業所」(以下「併せで」当社)といします。にて当所定の旅行申込み書(以下「旅行申込み書」といいます。以下「申込み書」を記入の上)、下記の申込み書を取消しお申し込みいただけます。申込み書に旅行代金を添付し、連絡料のいずれか一部または全部として取扱います。また第4項に定める旅行契約成立前、お客様がお申込みを撤回されたときは、お申し付けした申込金を全額払戻します。

| 旅行代金の額 | 申込金(おひとり) |
|-------------------|-------------|
| 旅行代金が5万円未満 | 全額 |
| 旅行代金が5万円以上15万円未満 | 3万円以上旅行代金まで |
| 旅行代金が15万円以上30万円未満 | 6万円以上旅行代金まで |
| 旅行代金が30万円以上 | 旅行代金20%以上 |

但し、特定期間・特定コースもしくは別途パンフレットに定めることによります。また、コースご利用の場合は異なります。

表裏の「旅行代金」とは第8項の「基準旅行代金」といいます。
(2)当社は、電話・郵便・ファクスにて他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約が成立しておらず当社が予約の承諾の旨を通じた後の翌日から起算して3日以内に、当社から申込書の提出と申込みの支払いを行っています。この期間内に申込みの支払いがなされないときは、当社はなお申込みがなかったと取り扱います。
(3)旅行申込みはお客様がローマ字をご記入される際には、ご旅行に使用される氏名に下記に記載された通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行留め、関係する機関への氏名訂正などが必要となります。この場合、当社は、お客様の交渉の場を申し渡すことはできません。
(4)旅行契約の締結は、当社の旅行業務取扱責任者の署名と捺印が旅行契約の成立に必要となります。この場合、カード利用は、お客様の旅行業務取扱責任者の署名と捺印が旅行契約の成立に必要となります。この場合、第15項の当社所定の取消料をいただきます。

3.申込条件

(1)21歳未満の方は親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は親権者の同行条件としてお申し込みいただく場合があります。また、クルーズ会社としてお申し込みするの同席児童利用が条件となる場合がございます。お申し込み時にご確認ください。

(2)身体に障害をお持ちの方、b.健康を害している方、c.妊娠中の方、d.頻回大使用の方の特別な配慮を必要とする方をお申し込みください。当社は、お申し込みの求められたり見ます。なお、この場合、利用機関等の求められたり診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のためにも、同伴者(介助者の同行など)を条件としていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又は負担の少ない他の方の旅行をお勧めする場合がございます。お申し込みをお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からの申し込みに基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

(3)旅費同行・ご同行について、旅行開始時に75歳以上の方は、当所規定の「健康アンケート」の提出を必要とする場合があります。また、旅行の安全かつ円滑な実施のためにも、同伴者(介助者の同行など)を条件としていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又は負担の少ない他の方の旅行をお勧めする場合がございます。お申し込みをお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からの申し込みに基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

(4)特定のお客様層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
(5)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
(9)特定の乗務業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合もあります。

合は、ご参加をお断りすることがあります。

(9)特定の乗務業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合もあります。

4.旅行契約の成立時刻と契約書面の承諾
(1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第2項の申込み書を受領した時に成立するとします。
(2)当社から本項(1)の定める契約の成立後遅くやかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。本取)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書より構成されます。
(3)当社が旅行契約にお申し込みの旅行を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は最終旅行日程表に記載することとなります。
(4)当パンフレットの旅行代金未定のコースについては旅行代金未定後、正式に契約の締結させていただきます。
(5)申込み段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結ができていない場合は、当社は、お客様の承諾を得、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期間を確定した上で、お客様を「ウェイトイン」のお客様として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努力をいたします。こので「ウェイトイン登録」といいます。この場合で当社からお客様への申込み相当額を申し付けます。ただし、「当社からお客様への申込みを承諾する前にお客様がウェイトイン登録の解除の申出があった場合、又は」お待ちいただける期間まで結果として申込みを承諾できなかった場合は、当社は当該申込み相当額を払い戻し、いただきます。

(6)本項5)の場合で、ウェイトイン登録からコースのご予約成立は、当社からお客様への申込みを承諾できる旨の通知を行ったと密に成立するものとします。
(7)「お預りした」申込み相当額」は予約成立となった場合に申込みとして取扱います。
(8)当社は、同行旅行を同時に開催する複数の旅行者がその責任を負う旅行(以下、「契約責任者」といいます。本取)で申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、以下の規定を適用します。

①お客様は、以下でも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことになり、旅行契約を解除することが出来ます。なお、表で「旅行開始日の解除」とは、お客様が当社らを使用しない日曜・全曜の営業日・営業時間内へ解除する旨をお申し付けいただくこととなります。但し、利用航空会社により、旅行終了日当日が基準となる場合があります。申し込み時に当社にご確認ください。

11.旅行代金に含まれるもの
(1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金をこの運賃・料金を運送機関の誤り付加運賃・料金の水準の範囲内で変動し対応いたします。一定の期間及び一定の条件にて限りあらかじめ旅行代金に一律に該されおのりいたします。以下同様となります。また、申込み、尚、運賃、料金(コース)により等級が異なります。別途明示する運賃・料金(コース)・クラスとなります。
(2)旅行日程に含まれる送迎(入)等の料金、空港・駅・埠頭と宿泊場所の間/旅行日程)のお客様負担、と表記している場合は含みます。
(3)旅行日程に明示した観光の料金(入)等の料金・ガイド料金・入場料金等)

(4)旅行日程に明示した宿泊料金を及び税・サービス料金(2人部屋に入らずの宿泊を基準とします。)
(5)旅行日程に明示した食事費(機内食は除きます。)及バレンタイン・サービス料金。
(お一人様につきツアーコースごとの受託荷物運賃料金を(航空運送機関の持ち合わせ1名様20kg以内が原則)で、クラス・方向によって異なりますので、詳しくは係員にお問い合わせください。また一部空港・駅・埠頭、ホテルにてツアーがない等の理由により、お客様が自身で搬搬していただく場合があります。)
手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送依頼し手続をおこないます。
(7)添乗員付コースの添乗員の同行費用上取(1)〜(7)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくとも払戻しいたします。

(8)旅行日程に明示した観光の料金(入)等の料金・ガイド料金・入場料金等)
(9)団体行動中のドライバー、ガイド、ボーターなどのチップ(船上1ツプ1名除く)
上記(1)〜(9)は、お客様のご都合により、一部利用されなくとも払い戻しいたします。
12.旅行代金に含まれないもの
第11項の代金は旅行代金に含まれます。その一部を例示いたします。
(1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)
(2)フリーミング・電話料金(ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加教養等有償的性質の諸費及びそれに関連するサービス料)
(3)海難、疾病等に関する医療費
(4)船積期間(船積施設、船務証紙、証券料金・査証料・手荷検査料金及び渡航手続代金に対する旅行業務取扱料金を除く)
(5)運送機関の運送に付加する運賃・料金・送料(カーチャージ等)
(6)日本国内における自付から発生する送迎などの交通費及び日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
(7)日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
(8)日本国外の空港・出国税及びこれに類する諸税・航空保険料
(9)港務使用料・ボートチャージ等(オプショナル)
(10)希望者のみ参加したオプショナル(別途料金)の別途料金の一部を指します。

海外・外航・フライト&クルーズ旅行 日程表中に3泊以上のクルーズを含む旅行について「フライングクルーズ旅行」旅行契約が適用する旨記載がある場合は、この取消料でなくコースのパンフレットまたは、該当ページに明示する取消料が適用されます。
日本船による海外ロングクルーズ 世界一周クルーズ等 パンフレット等に明示する当社又は船会社約款に基づく取消料となります。
(9)希望者のみ参加したオプショナル(別途料金)の別途料金の一部を指します。

携行情報端末(スマートフォン等)ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申込みを受け付ける場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件等は旅行契約の締結を承諾する旨記載した書面、契約書面、最終旅行日程表 送迎(本)旅行開始の前日までに御覧いただけます。原則として旅行開始の10日前〜前日にお渡しするよう努力いたします。年末年始〜ゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始前にお渡しする旨記載した書面、契約書面、最終旅行日程表の記載に御覧いただくことがあります。この場合でも旅行開始日の開航又は出発を必要とする場合は、旅行開始の前日(以下「契約内容」といいます。変更を要することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明いたします。

携行情報端末(スマートフォン等)ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申込みを受け付ける場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件等は旅行契約の締結を承諾する旨記載した書面、契約書面、最終旅行日程表 送迎(本)旅行開始の前日までに御覧いただけます。原則として旅行開始の10日前〜前日にお渡しするよう努力いたします。年末年始〜ゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始前にお渡しする旨記載した書面、契約書面、最終旅行日程表の記載に御覧いただくことがあります。この場合でも旅行開始日の開航又は出発を必要とする場合は、旅行開始の前日(以下「契約内容」といいます。変更を要することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明いたします。

6.確定書面(最終旅行日程表)
第4項(2)の契約書を補充する書面として、当社が確定した旅行日程、航空機の種類及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終旅行日程表 送迎(本)旅行開始の前日までに御覧いただけます。原則として旅行開始の10日前〜前日にお渡しするよう努力いたします。年末年始〜ゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始前にお渡しする旨記載した書面、契約書面、最終旅行日程表の記載に御覧いただくことがあります。この場合でも旅行開始日の開航又は出発を必要とする場合は、旅行開始の前日(以下「契約内容」といいます。変更を要することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明いたします。

7.旅行代金の支払日と期日
(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかばつて21日目迄(以下「基準日」といいます。以下同様)にお支払いいただきます。

(2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始前日の前日までににお支払いいただきます。

8.基準旅行代金

「基準旅行代金」とは、募集広告又は「パンフレット」旅行代金として表示した金額(以下「約定代金」として表示した金額)を加重し、「割引代金」として表示した金額を減額した代金をいいます。この基準旅行代金は、第2項の申込み書、第15項お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。本取)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書より構成されます。

(1)割引代金は「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した代金を除きます。)
①一部屋を使用する場合の追加代金
②ホテル等で当社が「延泊料」と称するホテルの延泊延長のための追加代金
③パンフレット等で当社が「航空機ビジネスクラス追加代金」等と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
④その他の「パンフレット」等で「追加代金」と称するもの
⑤アーチ・チェックイン追加代金(航空会社指定ご希望をお受けする旨(パンフレット等に記載した場合の追加代金)
(2)第8項について「割引代金」は、以下の代金をいいます。
(1)予約、割引をかけた旅行代金を設定した場合は除きます。
(2)パンフレット等で「ヒーター割引」「船上予約割引」「早朝一括支払割引」等と称して設定した1人あたりの割引代金
その他「パンフレット」等で「割引代金」と称するもの

10.ご交代金と幼児代金
ご交代金は、コースにより旅行開始日前日(基準)を満2歳以上12歳未満のお子様と適用される場合があります。幼児代金は、旅行開始日前日(基準)に満2歳未満で航空座席を使用しない日に適用します。但し、利用航空会社により、旅行終了日当日が基準となる場合があります。申し込み時に当社にご確認ください。

| 旅行日程 標準タイプ | 旅行日程 標準タイプ | 取消料(おひとり) |
|---------------|------------|-----------|
| 旅行開始日前日 | 21日まで | 無料 |
| 日か起算して | 20日前〜8日前 | 旅行代金の20% |
| さかのばつて | 7日前〜3日前 | 旅行代金の30% |
| 旅行開始日の前々日及び前日 | 旅行代金の40% | |
| 旅行開始日当日、出港時まで | 旅行代金の50% | |
| 無連絡不参加及び旅行開始後 | 旅行代金の100% | |

海外旅行 標準タイプ
(1)お客様は、以下でも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことになり、旅行契約を解除することが出来ます。なお、表で「旅行開始日の解除」とは、お客様が当社らを使用しない日曜・全曜の営業日・営業時間内へ解除する旨をお申し付けいただくこととなります。但し、利用航空会社により、旅行終了日当日が基準となる場合があります。申し込み時に当社にご確認ください。

11.旅行代金に含まれるもの
(1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金をこの運賃・料金を運送機関の誤り付加運賃・料金の水準の範囲内で変動し対応いたします。一定の期間及び一定の条件にて限りあらかじめ旅行代金に一律に該されおのりいたします。以下同様となります。また、申込み、尚、運賃、料金(コース)により等級が異なります。別途明示する運賃・料金(コース)・クラスとなります。
(2)旅行日程に含まれる送迎(入)等の料金、空港・駅・埠頭と宿泊場所の間/旅行日程)のお客様負担、と表記している場合は含みます。
(3)旅行日程に明示した観光の料金(入)等の料金・ガイド料金・入場料金等)

(4)旅行日程に明示した宿泊料金を及び税・サービス料金(2人部屋に入らずの宿泊を基準とします。)
(5)旅行日程に明示した食事費(機内食は除きます。)及バレンタイン・サービス料金。
(お一人様につきツアーコースごとの受託荷物運賃料金を(航空運送機関の持ち合わせ1名様20kg以内が原則)で、クラス・方向によって異なりますので、詳しくは係員にお問い合わせください。また一部空港・駅・埠頭、ホテルにてツアーがない等の理由により、お客様が自身で搬搬していただく場合があります。)
手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送依頼し手続をおこないます。
(7)添乗員付コースの添乗員の同行費用上取(1)〜(7)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくとも払戻しいたします。

(8)旅行日程に明示した観光の料金(入)等の料金・ガイド料金・入場料金等)
(9)団体行動中のドライバー、ガイド、ボーターなどのチップ(船上1ツプ1名除く)
上記(1)〜(9)は、お客様のご都合により、一部利用されなくとも払い戻しいたします。
12.旅行代金に含まれないもの
第11項の代金は旅行代金に含まれます。その一部を例示いたします。
(1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)
(2)フリーミング・電話料金(ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加教養等有償的性質の諸費及びそれに関連するサービス料)
(3)海難、疾病等に関する医療費
(4)船積期間(船積施設、船務証紙、証券料金・査証料・手荷検査料金及び渡航手続代金に対する旅行業務取扱料金を除く)
(5)運送機関の運送に付加する運賃・料金・送料(カーチャージ等)
(6)日本国内における自付から発生する送迎などの交通費及び日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
(7)日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
(8)日本国外の空港・出国税及びこれに類する諸税・航空保険料
(9)港務使用料・ボートチャージ等(オプショナル)
(10)希望者のみ参加したオプショナル(別途料金)の別途料金の一部を指します。

海外・外航・フライト&クルーズ旅行 日程表中に3泊以上のクルーズを含む旅行について「フライングクルーズ旅行」旅行契約が適用する旨記載がある場合は、この取消料でなくコースのパンフレットまたは、該当ページに明示する取消料が適用されます。
日本船による海外ロングクルーズ 世界一周クルーズ等 パンフレット等に明示する当社又は船会社約款に基づく取消料となります。
(9)希望者のみ参加したオプショナル(別途料金)の別途料金の一部を指します。

携行情報端末(スマートフォン等)ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申込みを受け付ける場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件等は旅行契約の締結を承諾する旨記載した書面、契約書面、最終旅行日程表 送迎(本)旅行開始の前日までに御覧いただけます。原則として旅行開始の10日前〜前日にお渡しするよう努力いたします。年末年始〜ゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始前にお渡しする旨記載した書面、契約書面、最終旅行日程表の記載に御覧いただくことがあります。この場合でも旅行開始日の開航又は出発を必要とする場合は、旅行開始の前日(以下「契約内容」といいます。変更を要することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明いたします。

7.旅行代金の支払日と期日
(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかばつて21日目迄(以下「基準日」といいます。以下同様)にお支払いいただきます。

の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し旅行代金を増額するときは旅行開始の前日から起算してさかのばつて15日目迄(以下「基準日」といいます。以下同様)にお支払いいただきます。

(2)当社は、本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な増額があるときは、本項(1)の規定によることにより、その減少分を旅行代金に追加させていただきます。
(3)第13項に基づき契約内容の変更により、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、連絡料その他の既に支払い、又はこれらが増加せられなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際はその範囲において旅行代金の額を変更する場合があります。費用の増加が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の態度、部屋その他の設備の不足が発生したことに場合を除きます。
①パンフレット等で当社が「航空機ビジネスクラス追加代金」等と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
④その他の「パンフレット」等で「追加代金」と称するもの
⑤アーチ・チェックイン追加代金(航空会社指定ご希望をお受けする旨(パンフレット等に記載した場合の追加代金)
(2)第8項について「割引代金」は、以下の代金をいいます。
(1)予約、割引をかけた旅行代金を設定した場合は除きます。
(2)パンフレット等で「ヒーター割引」「船上予約割引」「早朝一括支払割引」等と称して設定した1人あたりの割引代金
その他「パンフレット」等で「割引代金」と称するもの

15.お客様の解除

①お客様は、以下でも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことになり、旅行契約を解除することが出来ます。なお、表で「旅行開始日の解除」とは、お客様が当社らを使用しない日曜・全曜の営業日・営業時間内へ解除する旨をお申し付けいただくこととなります。但し、利用航空会社により、旅行終了日当日が基準となる場合があります。申し込み時に当社にご確認ください。

表 取消料
国内旅行 標準タイプ

| 旅行日程 標準タイプ | 旅行日程 標準タイプ | 取消料(おひとり) |
|---------------|------------|-----------|
| 旅行開始日前日 | 21日まで | 無料 |
| 日か起算して | 20日前〜8日前 | 旅行代金の20% |
| さかのばつて | 7日前〜3日前 | 旅行代金の30% |
| 旅行開始日の前々日及び前日 | 旅行代金の40% | |
| 旅行開始日当日、出港時まで | 旅行代金の50% | |
| 無連絡不参加及び旅行開始後 | 旅行代金の100% | |

海外旅行 標準タイプ
(1)お客様は、以下でも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことになり、旅行契約を解除することが出来ます。なお、表で「旅行開始日の解除」とは、お客様が当社らを使用しない日曜・全曜の営業日・営業時間内へ解除する旨をお申し付けいただくこととなります。但し、利用航空会社により、旅行終了日当日が基準となる場合があります。申し込み時に当社にご確認ください。

11.旅行代金に含まれるもの
(1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金をこの運賃・料金を運送機関の誤り付加運賃・料金の水準の範囲内で変動し対応いたします。一定の期間及び一定の条件にて限りあらかじめ旅行代金に一律に該されおのりいたします。以下同様となります。また、申込み、尚、運賃、料金(コース)により等級が異なります。別途明示する運賃・料金(コース)・クラスとなります。
(2)旅行日程に含まれる送迎(入)等の料金、空港・駅・埠頭と宿泊場所の間/旅行日程)のお客様負担、と表記している場合は含みます。
(3)旅行日程に明示した観光の料金(入)等の料金・ガイド料金・入場料金等)

(4)旅行日程に明示した宿泊料金を及び税・サービス料金(2人部屋に入らずの宿泊を基準とします。)
(5)旅行日程に明示した食事費(機内食は除きます。)及バレンタイン・サービス料金。
(お一人様につきツアーコースごとの受託荷物運賃料金を(航空運送機関の持ち合わせ1名様20kg以内が原則)で、クラス・方向によって異なりますので、詳しくは係員にお問い合わせください。また一部空港・駅・埠頭、ホテルにてツアーがない等の理由により、お客様が自身で搬搬していただく場合があります。)
手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送依頼し手続をおこないます。
(7)添乗員付コースの添乗員の同行費用上取(1)〜(7)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくとも払戻しいたします。

(8)旅行日程に明示した観光の料金(入)等の料金・ガイド料金・入場料金等)
(9)団体行動中のドライバー、ガイド、ボーターなどのチップ(船上1ツプ1名除く)
上記(1)〜(9)は、お客様のご都合により、一部利用されなくとも払い戻しいたします。
12.旅行代金に含まれないもの
第11項の代金は旅行代金に含まれます。その一部を例示いたします。
(1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)
(2)フリーミング・電話料金(ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加教養等有償的性質の諸費及びそれに関連するサービス料)
(3)海難、疾病等に関する医療費
(4)船積期間(船積施設、船務証紙、証券料金・査証料・手荷検査料金及び渡航手続代金に対する旅行業務取扱料金を除く)
(5)運送機関の運送に付加する運賃・料金・送料(カーチャージ等)
(6)日本国内における自付から発生する送迎などの交通費及び日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
(7)日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
(8)日本国外の空港・出国税及びこれに類する諸税・航空保険料
(9)港務使用料・ボートチャージ等(オプショナル)
(10)希望者のみ参加したオプショナル(別途料金)の別途料金の一部を指します。

海外・外航・フライト&クルーズ旅行 日程表中に3泊以上のクルーズを含む旅行について「フライングクルーズ旅行」旅行契約が適用する旨記載がある場合は、この取消料でなくコースのパンフレットまたは、該当ページに明示する取消料が適用されます。
日本船による海外ロングクルーズ 世界一周クルーズ等 パンフレット等に明示する当社又は船会社約款に基づく取消料となります。
(9)希望者のみ参加したオプショナル(別途料金)の別途料金の一部を指します。

携行情報端末(スマートフォン等)ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申込みを受け付ける場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件等は旅行契約の締結を承諾する旨記載した書面、契約書面、最終旅行日程表 送迎(本)旅行開始の前日までに御覧いただけます。原則として旅行開始の10日前〜前日にお渡しするよう努力いたします。年末年始〜ゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始前にお渡しする旨記載した書面、契約書面、最終旅行日程表の記載に御覧いただくことがあります。この場合でも旅行開始日の開航又は出発を必要とする場合は、旅行開始の前日(以下「契約内容」といいます。変更を要することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明いたします。

7.旅行代金の支払日と期日
(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかばつて21日目迄(以下「基準日」といいます。以下同様)にお支払いいただきます。

った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は本項(1)2)の取消料を支払うことになり、当該不可能ならぬ旅行サービス提供に係る部分の費用を解除することがあります。この場合において、当社は当該旅行サービスに対して発生する取消料、連絡料等を差し引いた金額を払い戻します。

16.当社の解除 旅行開始前の解除

(1)当社は、次に掲げる場合において、お客様を理由で説明して、旅行開始日以前に旅行契約を解除することがあります。
お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていない、又は明らかになつたとき、
①お客様が所望、必要な介助人の不在その他の事由により旅行開始に前向きでないと思われるとき、
②お客様が旅行サービスの提供を行っていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の態度、部屋その他の設備の不足が発生したことに場合を除きます。
④お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき、

お客様が同一旅行に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのばつて23日目(第15項(1)の3)日)に規定する時刻に旅行を開始する時刻については30分以内である日曜日に、また国内の場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのばつて14日目(旅行開始を中止する旨をお客様に通知します。

スキーを目的とする旅行における降雪量の不足によりお客様があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはおそれる危険な状況が生じたとき、
①天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供のため、官公署の命令その他の不可抗力に生じ得ない事由により、契約書面に記載した旅行行程に支障が生ずるおそれの日曜・全曜の営業日・営業時間内へ解除する旨をお申し付けいただくこととなります。但し、利用航空会社により、旅行終了日当日が基準となる場合があります。申し込み時に当社にご確認ください。

上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき、但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合、当社が旅行を実施する場合はお客様が旅行を必要とするときは、本項(1)2)に定める取消料を支払うこととなります。
(注)お客様が本項(1)の規定により、5,000円、海外で2,500万円、海外4万円、40万円、通院見舞金として通院日数により国内で1万円〜5万円、海外2万円〜10万円、旅行日数にかかわらず旅行代金 15万円を限度、ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円(支払上限)です。ただし、旅行において、当社の手配に不足した旅行サービスの提供が一切行われていない旨が明示された限りについては、当該日にお客様が被災した損害については補償金を支払いたしません。
(2)当社が第22項(1)の7)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3)当社の募集型企画旅行参加者のお客様を対象として、別途の料金を取扱して実施された小旅行(オプショナル)旅行のうち、当社が募集型企画旅行の一部として取り扱ったお客様が募集型企画旅行参加中に被災した損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行にない場合で、自由行動中のオプゾナール山、山笠登山、ボブスレー、リュージュ、ハンダグラダ搭乗などの他、これらに関する危険な旅行の事故が生じたものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞い金を支払いません。但し、当該本項(1)の補償金及び見舞い金に含められないときは、この限りではあります。

(4)お客様が募集型企画旅行参加中に被災した損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行にない場合で、自由行動中のオプゾナール山、山笠登山、ボブスレー、リュージュ、ハンダグラダ搭乗などの他、これらに関する危険な旅行の事故が生じたものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞い金を支払いません。但し、当該本項(1)の補償金及び見舞い金に含められないときは、この限りではあります。

24.旅程補償
(1)当社は、次に表に掲げる契約内容の変更(変更)の発生を受けられない場合、また、契約を解除したためにその提供を受けられない旅行サービスを提供するために、取消料、連絡料その他の名目で既に支払い、又は支払なければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当該旅行代金のうち、お客様が払い戻す場合と受け取らない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者を支払い又は費用から支払うべき取消料・連絡料その他の名目により費用を差し引いた額を支払います。

24.旅程補償
(1)当社は、次に表に掲げる契約内容の変更(変更)の発生を受けられない場合、また、契約を解除したためにその提供を受けられない旅行サービスを提供するために、取消料、連絡料その他の名目で既に支払い、又は支払なければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当該旅行代金のうち、お客様が払い戻す場合と受け取らない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者を支払い又は費用から支払うべき取消料・連絡料その他の名目により費用を差し引いた額を支払います。

24.旅程補償
(1)当社は、次に表に掲げる契約内容の変更(変更)の発生を受けられない場合、また、契約を解除したためにその提供を受けられない旅行サービスを提供するために、取消料、連絡料その他の名目で既に支払い、又は支払なければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当該旅行代金のうち、お客様が払い戻す場合と受け取らない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者を支払い又は費用から支払うべき取消料・連絡料その他の名目により費用を差し引いた額を支払います。

24.旅程補償
(1)当社は、次に表に掲げる契約内容の変更(変更)の発生を受けられない場合、また、契約を解除したためにその提供を受けられない旅行サービスを提供するために、取消料、連絡料その他の名目で既に支払い、又は支払なければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当該旅行代金のうち、お客様が払い戻す場合と受け取らない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者を支払い又は費用から支払うべき取消料・連絡料その他の名目により費用を差し引いた額を支払います。

24.旅程補償
(1)当社は、次に表に掲げる契約内容の変更(変更)の発生を受けられない場合、また、契約を解除したためにその提供を受けられない旅行サービスを提供するために、取消料、連絡料その他の名目で既に支払い、又は支払なければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当該旅行代金のうち、お客様が払い戻す場合と受け取らない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者を支払い又は費用から支払うべき取消料・連絡料その他の名目により費用を差し引いた額を支払います。

24.旅程補償
(1)当社は、次に表に掲げる契約内容の変更(変更)の発生を受けられない場合、また、契約を解除したためにその提供を受けられない旅行サービスを提供するために、取消料、連絡料その他の名目で既に支払い、又は支払なければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当該旅行代金のうち、お客様が払い戻す場合と受け取らない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者を支払い又は費用から支払うべき取消料・連絡料その他の名目により費用を差し引いた額を支払います。

22.当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日時から起算して2年以内当社に対して通知があったときに限ります。

(2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

天災地変、戦乱、暴動又はこれらため生ずる旅行日程の変更もしくは旅行行程の変更、
①運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

運送・宿泊機関等でのサービス提供の中止又はこれらため生ずる旅行日程の変更もしくは旅行行程の変更、
①日本又は外国官公署の命令、出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行行程の変更、
①自発行動中の事故

盗難
運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
①その他の当社または手配代行者の間と生じ得ない事由により損害を被ったとき
(3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、個人の規定に於いて入院日数により国内で2万〜20万円、海外4万円、40万円、通院見舞金として通院日数により国内で1万円〜5万円、海外2万円〜10万円、旅行日数にかかわらず旅行代金 15万円を限度、ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円(支払上限)です。ただし、旅行において、当社の手配に不足した旅行サービスの提供が一切行われていない旨が明示された限りについては、当該日にお客様が被災した損害については補償金を支払いたしません。

23.特別補償

(1)当社は、第22項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物(おひとり)の損害が生じたとき、旅行業務取扱特別補償規定により、下記の補償を行います。
死亡・補償金として国内で1、500万円、海外で2,500万円、海外4万円、40万円、通院見舞金